

[事案 28-262] 新契約無効請求

・平成 30 年 3 月 20 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 28-265] の申立人と同一人であり、[事案 28-263]・[事案 28-264] の申立人の親族である。

<事案の概要>

募集人の不適切な話法等により誤解して契約したことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 9 月に契約した積立利率変動型外貨建終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 申込時、余命宣告を受けた入院中の配偶者にできる限り付き添っていたうえ、幼い子の世話や配偶者の経営していた事業の休業処理も重なり多忙を極め、精神的にも限界であったので、契約内容の説明をじっくり聞き理解している余裕はなかった。
- (2) 契約前に、取扱者であるファイナンシャルプランナー（F P）から、「配偶者が死亡すれば申立人名義財産も相続税の対象となる」と断言されたうえ、ショックで頭が真っ白な中、「契約すればこの相続税の負担を軽減する対策となる」と説明され、大企業の F P の言うことであれば虚偽ではないと考え、提案日中に契約した。
- (3) 外貨建保険の説明を受けたが、仕組みもリスクも分からず、とにかく相続税対策になるのであればという理由で、代理店の募集人や F P を信頼して提案に従った。
- (4) 申込書記入直後、一時払保険料額ではなく 50 万円程度の節税にしかならないと F P から聞かされた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) F P は設計書等を交付し説明しており、申立人は契約内容を誤信していない。
- (2) F P は、申立人名義財産が申立人配偶者の相続財産と評価されると断言したり、本契約が必ず配偶者の相続対策となるとは説明していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人ならびに募集人および F P に事情聴取を実施した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約無効は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。